

告 示

埼玉県告示第千百九十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー「二・五―ジメトキシ―四―（トリフルオロメチル）フェニル」エタン
アミン（通称名ニC―TFM）及びその塩類
ロ メチル―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―（ピペリジン―ニ―イル）ア
セテート（通称名四―Fluoromethylphenidate、四F―
MPH、四―FMPH）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十九年十一月一日